

介護給付費等に係る 請求事務等説明

最終改正：令和 5 年 4 月

奈良市障がい福祉課

自立支援給付係 指定係

説明次第

- 介護給付費等の請求事務概要について
(奈良市障がい福祉課より)
- 国保連合会とのインターネット接続について
(奈良県国民健康保険団体連合会より)

配布資料について

【奈良市障がい福祉課より】

資料1.介護給付費等に係る請求事務等について

資料2.請求関係様式

資料3.その他資料

(障害福祉サービス事務処理システムについて、サービスコード例、
奈良市障がい福祉課ホームページ画面のコピー)

資料4.変更届出書類一覧表

資料5.事業を運営するにあたっての留意事項

(人員配置基準及び加算算定要件の自己点検について、
業務管理体制の整備に関する届出についての留意事項、
労働保険への加入について)

【奈良県国保連合会より】

- ・請求事務ハンドブック_2021年5月版
- ・障害福祉サービス費等のインターネット請求について
- ・参考資料

請求事務等の概要について(1)

○【資料1.介護給付費等に係る支給決定事務等について 事務処理要領（一部抜粋）】

・厚生労働省の「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」から抜粋

○第7「Ⅰ．介護給付費・訓練等給付費等の請求事務の概要」（P177～）

・障害者総合支援法では、市町村で支給決定を受けた方が、都道府県などから指定を受けた障害福祉サービス事業所等と支給決定量の範囲内で契約を締結し、当該事業所等から指定されたサービスを受けた場合に事業所に対し給付費が支給される（法定代理受領）

・契約は、説明と同意に基づいて締結する必要がある

・説明が不十分であったことが原因のトラブルが多く発生

・報酬の金額については、原則としてサービス毎に細かく設定された単位数×10円×地域区分で算出（基本的に請求システムで自動計算）

・計算のしくみについては、P187の「Ⅰ．サービス単位数」に記載

○地域区分について

・障害福祉サービス事業所の地域区分は、平成30年度以降は6級地、

・地域区分は事業所の所在地ベースであり、法人の所在地ベースではないので、請求の際は注意が必要

請求事務等の概要について(2)

○報酬について

- ・報酬については、障害者等の家計の負担能力に応じた額（上限は報酬の1割）を利用者が負担し、残りが介護給付費や訓練等給付費として支給される
- ・介護給付費等は、国が1／2、県が1／4、市町村が1／4それぞれ負担
- ・サービスを提供した事業所が利用者に代わり市町村に給付費の請求を行い、支払いを受ける。
（法定代理受領）
- ・法定代理受領で介護給付費等の支給を受けた場合は、その総額を利用者に必ず通知するよう、国の基準省令に規定（総額が〇〇円で、うち、利用者負担が〇〇円）
- ・利用者負担が0円の場合も通知が必要
- ・基準省令の正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」といい、障害児のサービスにおいても同様のものがある。
- ・請求と支払いについては、各事業所はP177「（2）請求方法」に記載の通り、国民健康保険団体連合会に対して電子請求を行い、支払いを受ける。
- ・サービス提供月の翌月10日までに請求（支払いはサービス提供月の翌々月の中旬頃）

請求事務等の概要について(3)

○請求内容の審査について

- ・毎月10日までに請求された内容について、国保連合会及び奈良市障がい福祉課において審査を行う。
- ・請求内容に誤り等があった場合、本市の指示に基づき、短期間で請求内容の修正等を行わなければならないため、事業者において、本市からの連絡を確実に付け、請求審査に対応できる体制を整える必要がある。
- ・昨今、利用者宅への訪問等により、事業所に従業員が不在であるにも関わらず、電話の転送が設定されていない等、請求担当者の不在が多く適切に取り次ぎが行われなかったために、連絡日当日のうちに請求内容を修正等せざるを得ないケースが散見される。
- ・**請求代行事業者の利用の有無に関わらず、請求審査に関する本市からの連絡を確実に受け取り、かつ対応することが可能な体制を確保すること。**

請求に必要な書類について

【資料 2 .請求関係様式】参照

- ①介護給付費・訓練等給付費請求書
- ②介護給付費・訓練等給付費等明細書
- ③サービス提供実績記録票

を作成し、電子請求システムで国保連合会に提出

- ・請求書と明細書はシステムで自動作成
- ・各書類の書式及び実績記録票の記載例については、厚生労働省ホームページにも掲載

(報酬算定構造・サービスコード表等 令和4年 4 月施行分)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00017.html

実績記録票について(1)

【資料2.請求関係様式】の各事業のサービス提供 実績記録票の記入例を参照

○利用者確認印欄について

- ・必ずサービス提供の都度、実績記録票の記載内容を利用者提示し、確認並びに押印を求める。
- ・都度確認を行っていなかったため利用者負担額請求時に利用者とトラブルが多発
- ・利用者から印鑑を預かり事業所が押印している場合、不正請求の疑いを持たれる可能性
- ・押印された原本書類については、請求の根拠資料となるので、各事業所で保管

○欠席時対応加算について

- ・通所サービスにおいては、利用者が欠席した場合、欠席時対応加算が算定できる場合があるが、算定要件として
 - ①利用者から前々日、前日、又は当日に欠席の連絡があること
 - ②利用者やその家族と連絡調整や相談援助を行うこと
 - ③それらの内容を記録しておくこと特に③の記録がないことについては、事業所指導でよく発覚する不備事例

実績記録票について（２）

○施設外就労について

- ・就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型・Ｂ型）の事業所が、施設外就労を行う場合、運営規程に施設外就労を行うことを明記し市に運営規程の変更届を提出
- ・報酬の請求にあわせて市町村に施設外就労に関する実績を報告
- ・報告の方法・書式は、利用者が支給決定を受けている市町村に直接確認
- ・施設外就労や施設外支援として請求が認められるには国が定めた要件を満たす必要
- ・実施する前に必ずホームページに掲載している「就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について」を確認
(URL : <https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/106845.html>)

契約内容報告書について

【資料2.請求関係様式】の「契約内容報告書」は、障害福祉サービスの提供を新しく契約したり、契約内容を変更したり、契約を終了した場合に利用者が支給決定を受けている市町村への提出が必要

請求システムについて

- ・初期設定や事業所情報変更時の設定（特に定員区分、多機能型定員区分、本体施設の情報）を正しく行っていなかったため誤った請求が続き、報酬の一部返還に至ったという事例が多発
- ・設定等で不明な点があれば、必ず請求ソフトのサポートデスク等に直接確認

変更届について

- ・変更届は、変更の年月日から10日以内に届出が必要

- ・【資料4.変更届出書類一覧表】を参照。

- ①事業所、施設の名称及び所在地の変更 ②法人の名称、所在地、代表者の変更

- ③建物の構造、事業所の平面図、設備の概要の変更

- ④定員の変更（生活介護、就労継続支援A型・B型、児童発達支援、放課後等デイサービスの定員増は指定変更申請扱いとなり、前々月末日までの申請が必要）

- ⑤管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達管理責任者、相談支援専門員の氏名、住所の変更

- ⑥行動援護従事者の変更 ⑦主たる対象者の変更 ⑧これらの変更に伴う運営規程の変更など

- ・資格要件のあるサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者、行動援護従業者について変更の届出を提出せず、後日要件を満たしていなかったことが発覚、給付費の一部を返還となったこともあるので、注意が必要

- ・居宅系の事業所は、介護福祉課だけでなく、変更届、休止・廃止届を障がい福祉課にも提出が必要

- ・障害福祉サービスに係る変更届の提出時に添付が必要な書類については、【資料4】を参照

業務管理体制の届出について

- ・障害福祉サービス等を実施するにあたっては、運営する法人で法令遵守（コンプライアンス）の責任者を定めて届出が必要
- ・奈良市内で障害福祉サービスを実施している事業所についても、各種届出と違い奈良県障害福祉課（若しくは厚生労働省）が提出先となる場合がある
- ・法令遵守責任者が変更となった場合は、他の変更事項と同じように忘れずに変更の届出が必要

加算届について

- ・毎月15日締め of 翌月1日適用で、16日以降の届出は翌々月からの適用
- ・処遇改善加算は毎月末日締め of 翌々月1日からの適用
- ・事業所自ら報酬告示や届出書式で加算の要件を確認し取れるかどうか判断
- ・前年度の利用実績に基づき今必要な体制が整備されているかをみるものや、送迎加算など毎月定められた要件を満たすか確認が必要なものについては、届出を出した後毎月・毎年の要件充足確認が必要
- ・障害福祉サービスの場合はチェックツールとして、人員配置確認シートを奈良市障がい福祉課ホームページに掲載
（「人員配置確認シート」 <https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/61706.html>）